



「令和3年7月1日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」の 開設店舗追加について

1. 相談窓口の開設

商工中金は、このたびの令和3年7月1日からの大雨による災害の発生を受け、2021年7月5日（月）から「令和3年7月1日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」を、静岡県内の全営業店に開設してまいりましたが、今般の被害の状況を踏まえ、7月9日（金）、鳥取県と島根県内の全営業店を追加し、相談受付体制を強化いたします。

引き続き被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行ってまいります。

○特別相談窓口開設店舗（下線部が今回追加した営業店舗です）

営業店名	住 所	電話番号
静岡支店	静岡県静岡市葵区追手町6-3	054-254-4131
浜松支店	静岡県浜松市中区常盤町133-1	053-454-1521
沼津支店	静岡県沼津市米山町6-5	055-920-5000
鳥取支店	<u>鳥取県鳥取市片原2-218</u>	<u>0857-22-3171</u>
米子支店	<u>鳥取県米子市東町168</u>	<u>0859-34-2711</u>
松江支店	<u>島根県松江市殿町210</u>	<u>0852-23-3131</u>
浜田営業所	<u>島根県浜田市竹迫町2886</u>	<u>0855-23-3033</u>

2. 災害復旧資金の内容

今般の災害に係るご融資の対応として、以下の通り商工中金独自の災害復旧資金の取扱いを行うとともに、既往貸付金の返済猶予についても、個々の被災事業者の実情に応じて弾力的な取扱いを行います。

資 金 使 途	令和3年7月1日からの大雨による災害により、被害を受けた皆さまが災害の復旧に伴い必要とする設備資金・運転資金
貸 出 金 額	限度の定めなし
貸 出 期 間 （ 据 置 期 間 ）	（1）設備資金20年（据置期間3年）以内 （2）運転資金10年（据置期間3年）以内
貸 出 利 率	商工中金所定の利率

3. 預金・債券顧客に対する便宜措置の実施

通帳などを喪失した場合においても、本人確認のうえ預金等の払戻しに応ずる等の便宜措置を実施します。